

# 消えていった習俗

——諏訪上社の場合——

笹本正治

- はじめに
- 一 神灰をまく
- 二 誓いの宝鈴
- 三 鳴動する神
- 四 神慮と神罰・子兆  
おわりに

## 論文要旨

戦国時代を境にして、いくつもの消えていった習俗がある。その事例を長野県の諏訪上社の場合で確認し、背後にあるものを考える。

一つ目は呪いの神灰である。一四六六年に諏訪社の御頭役を示す櫛を府中の小笠原宗清の家臣が切り折った。上社の神長は小笠原宗清が神慮に背いたとして、彼の居館の堀に神灰をまいて呪った。このため宗清は翌年狂乱して死んだ。一四七二年にも御頭役を果たさない者に、威嚇のため神灰がまかれた。神灰を用いての呪詛は近世には行われず、伝承も伝わっていない。

二つ目は誓いのために宝鈴を用いる習慣である。史料的には一四七一年から誓いのために宝鈴が振られた事例が知られ、戦国時代を通じて広く誓約のため宝鈴が利用された。しかし一五八二年以降そうした例が見られなくなり、宝鈴

を利用して誓いをすることも、近世になると知られなくなった。

三つ目は諏訪上社の神殿などが鳴動して、諏訪氏などに危険を告げるという意識である。一四六六年から一五四〇年にかけて、たびたび神殿が鳴動することがあった。そうしたあとには必ず事件が起きた。このため鳴動は諏訪に動乱などが起きる不吉な前兆として理解された。しかし鳴動も、鳴動に対する理解も、近世になると完全に忘れ去られた。

これまで述べてきた事象は、中世の人々が、神を身近なもの、威力あるものとして意識していたことを示す。様々な異変などは神慮として意識され、人々はそうした変化を通じて神慮を知り、行動しようとした。しかし、近世になると人々の意識は大きく変化し、こうした習俗は消えたのである。

はじめに

大正一〇年(一九二一)八月、内藤湖南(虎次郎)は史学地理学同致会で「応仁の乱に就て」と題して講演した。そのなかで「大体今日の日本を知る為には日本の歴史を研究するには、古代の歴史を研究する必要は殆どありませぬ、応仁の乱以後の歴史を知って居たらそれで沢山で(1)す」と、有名な指摘をした。近年になって改めて研究者の間にこの指摘が得たものであるとの認識が高まっている。(2) 私も基本的にこの指摘は正しいと思う。

しかしながら応仁の乱からの約百年間の、俗に戦国時代といわれる時期を境にして消えていった習俗も多い。むしろ戦国時代から江戸時代までの間に、各地の習俗、習慣において多くの変化が見られるのではないかと、私は強く意識するようになってきた。そして、その時代に身を置いた者にとって、もっとも身近ともいえる習俗・慣習の変化には、その時期に生きた人々の考え方や感情の変化が明確に出ていると考える。

本稿ではこのような観点から、信濃(長野県)にある諏訪上社の習俗の中から、戦国時代までには見られながら、江戸時代には消えてしまったものに目を向け、その背景にある歴史を探っていきたい。なお、事例としては、特に神灰、誓いの宝鈴、そして神社の鳴動を取りあげることにする。

これらの事柄については、各考察で触れるように、既にそれぞれの方

面から光が与えられるようになってきている。そうした研究成果への事例の追加と、それを全体としてみたらどのような展望が開けるのか、それが本稿の目的と課題といえよう。

ところで本稿で扱う諏訪社の信仰については、既に多くの研究がなされているが、(3) 従来は諏訪信仰の始源といったことに注目するものが多く、本稿のように戦国時代だけに限り、しかも習俗に目を向けようとする研究はほとんどなされていない。その意味で戦国時代の諏訪信仰の実態を知りうる手掛かりにもなるのではないだろうか。

一 神灰をまく

「諏訪御符礼之古書」は諏訪上社神長家(上社の神主の中で最高位の役職の家)に伝わった秘本で、文安三年(一四四六)より延徳二年(一四九〇)に及ぶ四五五年間にわたる、諏訪上社五月会・御射山・花の会の勤仕例を記録したものである。(4) この書の応仁元年(一四六七)七月の条に次のような記載がある。

去年七月十五日ヨリ小笠原兵庫助政貞、伊賀良ヨリ府中江乱入、同小笠原信濃守宗清ヲ被責候、深志坂西兵部少輔ハ政貞カ属手ニ、信濃守深志御頭當御神立候在所江指寄、御神ヲ切折候兵者、若字征矢(ママ)野源四郎、其太刀打之場所ニテ右手ヲ被切折、両人共死去候、外見外聞ノ輩諸人消肝卷舌候、此日ヨリ信濃守家風者ハ、殊當国之事ハ當社ヲ専ト信シ申、可致弓矢之處、如此神慮ニ背給上者、弥行末憑

敷不存候、彼切折申候御神ニ神はいナトヲツへ、神長井河堀へ捨マキ候、依此神罰、宗清ハ次之<sup>(応仁二年)</sup>丑年狂乱候テ、依御神切折候咎忽蒙御罰之由口ハシリ候テ、同十一月四日ニ死去候、希代之不思議也、又西牧信濃守満忠御頭之神使ニ当ナカラ、色ヲ着候テ、宗清葬送之供ヲ被仕候間、忽殺死候テ、三日ニ生返候、是又奇特ナル御事、

文意は取りにくい点もあるが、おおよそ次のようなことだろう。応仁元年（一四六六）七月一日より、小笠原兵庫助政貞は伊賀良（長野県飯田市）から府中（長野県松本市）へ乱入し、小笠原信濃守宗清を攻めた。この時、深志（松本市）の坂西兵部少輔は宗清の近隣に住みながら政貞の手に属した。折しも坂西兵部少輔が領する深志には諏訪上社の御頭の役が課せられており、郷にはその目印として神が立てられていた。宗清は地元でありながら、政貞に味方した坂西兵部少輔を攻めようとして、彼の領地の深志に攻撃を加えた。このおりに宗清の家来の征矢野源四郎が御頭役を示す神を切り折ったところ、源四郎はその太刀をふるった場所です手を切られ、死んでしまった。これを見たり聞いたりした者は神の力に肝を冷やし舌を巻いた。こうした事実を見たらうえは、この日から宗清の家の者たちは諏訪社のことを専ら信じて戦争などもすべきだったのに、そうしなかった。

このように小笠原宗清が神慮に背いたので、諏訪上社側ではそのままにしておくわけにはいかなかった。そこで神長が、先に切り折られた御神に「神はい」（神灰）などを添えて、宗清の井河（松本市）の居館の堀へまいた。この神罰のために、宗清は次の丑年（応仁二年）狂乱し、

「御神を切り折った咎によって、忽ち御罰を蒙った」ということを口走って一月四日に死去した。これは稀代の不思議である。また西牧信濃守満忠は御頭の神使に当たりながら、色を着して、宗清の葬送の供をしたために、忽ち殺され、死んでから三日目に生き返ったが、これもまた奇特なことであった。

もとよりこれは呪をかけた側の記録であり、どこまで事実かは確認できないが、小笠原宗清の死にたいして諏訪上社の側では、彼の配下の者が諏訪上社の御頭の役を負っていた深志の郷の御頭役のしるしの神を切ったことが、諏訪上社のことを軽んじたことであるとして、神長が呪のために「神灰」を御神ともども、彼の居館の堀にまいたため、この呪詛が叶って宗清は狂い死にしたのだという意識があったのである。この記載から、当時諏訪上社では呪の神灰を使って呪詛していたことが知られる。

続いて「諏訪御符礼之古書」の文明四年（一四七二）四月八日に諏訪上社が明年の花の会頭役を河野郷（長野県下伊那郡豊丘村）などにあてた文書のなかに、「此年頭役無沙汰候間、神灰蒔申候、雖然今井六郎広範御教書礼五百沙汰候」とある。この場合、状況は不明だが御頭役を果たさない者にたいして、威嚇として神灰がまかれたのであろう。

事例はこの二つしか知られていないが、諏訪社では御頭役の妨げをしたり、御頭役を果たさなかったりした者に対抗する手段として神灰をまいていた。神灰は大変な効力をもつものだと理解されていたのである。残念ながらこの灰が何を材料に、どのようにして作られたかなどは史料

の限界もあって不明であるが、事実としてはきわめて興味深い。

諏訪社に見られるような神灰の研究は、既に網野善彦氏によってなされている。網野氏は伊勢神宮に関係する「文永三年御遷宮沙汰文神背文書」の正嘉三年(一二五九)正月文書に、「灰を蒔く」という行為が訴訟の際の争点の一つとして出ていることに着目した。そして内宮一禰宜荒木田氏経の記録「氏経卿引付」の文明二年(一四八〇)九月五日文書で、氏経が長野氏の各浦々での新儀の警固料徴収を停止しないなら、「神宮の法に任せて」「調伏を致すべし」、もしそうなれば「其在所」は「亡所」になると脅迫していることを指摘し、同年一〇月二二日の氏経書状から「調伏」とは「神木・神灰」による沙汰だったことを明らかにした。さらに、文明一四年(一四八三)三月一八日の「上浦新儀事」についての外宮一禰宜会朝敦書状、卯月六日の石河修理宛の氏経書状などによれば、「神灰」は「神札」「神木」以上の「非常手段」で、これを使って「調伏」がなされると、その「在所」が「亡所」になり、「民百姓の歎」が「不便」といわれているが、おそらく「神灰」は神人達によってまかれたのではないか。その「神灰」の及んだところは「神木」の立てられた場と同様、「聖地」として人の立ち入り難い場になったものと思われる、無差別な「神灰」の飛散によって、その影響が「神敵」そのものだけでなく、広域に及ぶため、「在所」の「亡所」、「民百姓」の「不便」という状況が起こったのであろうと推定した。

その上、「藤波氏秀官長引付」の天文五年(一五三六)頃の記事には、「光明真言」とともに「神灰」を綿に包んで小甕に入れ、屋敷の鬼門で

ある丑寅の方に埋めよと指示されていることから、「神灰」はここでは災厄が屋敷に入るのを防ぐ威力を持つものとされているとする。加えて「来田文書」の慶長四年(一五九九)七月二八日の今井長二郎書状では、浅井氏と六角氏の争いがあったところに、御師が櫛を立てて通ろうとしたのを「下々のもの」が道をとめ、御師の通行を妨害したため、御師に「神ばい」を振られ、その結果一、二代「仕合」が悪かったことを示している。<sup>(8)</sup>

網野氏の提示した神灰の効果をまとめると、次のようになる。

(一) 調伏により在所が亡所となる——聖地として人の立ち入り難い場所になる。

(二) 災厄を防ぐ威力。

(三) 呪詛の道具。

このうち先に見た諏訪上社の事例は、事実としては(一)に近いものの、(三)に連なるといえよう。そして残念ながら、目下諏訪社で知られているのは前掲の事例だけなのであるが、神灰の問題は日本的広がりを持ち、神社の示す神罰などを考える材料になることは間違いない。

しかしながら、現在の日常生活のなかには、既に網野氏も指摘しているように灰の持つ呪術性がまだ生きている。特に多く残っているのは(二)である。これについては正月に行われるトンド、ドンド焼きなどと呼ばれる行事の、灰を軒下に置けば、蛇やもぐらが家のなかに入らないとする地方が多い。<sup>(9)</sup> また、天然痘などの流行病を入れないともされる。<sup>(10)</sup> 海の怪に灰をまくことについても網野氏が既に触れているが、福岡県で

は海の怪異に灰をまく。<sup>(11)</sup>

網野氏は愛知県西尾市の熱地八幡社のテンテコ祭の際に、前年の祭に用いたしめ縄などを焼いてつくった藁灰がまき散らされ、集まった群衆が病氣よけの呪とすることを挙げているが、病氣に対処するための灰の事例も多い。<sup>(12)</sup> 京都府の口丹波で葬式に会葬した者が自宅に帰って、戸口に塩と竈の下の灰を持ってこさせてこれを踏むのも、同じ意味を持つ。<sup>(13)</sup> さらに、灰という「花咲爺」が有名であるが、回春的な要素を持つ民俗事例もある。<sup>(14)</sup>

このほかに、灰にかかわって興味深いのは各地にある灰仏である。<sup>(15)</sup> 護摩の灰などで作った仏が多いということは、その灰自体の威力が前提となる。加えて灰は、占いに用いられることが多い。<sup>(16)</sup> 各地に残る灰塚も灰の力を前提にしているといえよう。<sup>(17)</sup>

このように、現代に至るまで灰の持つ不思議な力は意識されているものの、網野氏が示した(一)や(三)のような、呪詛に灰を使うという民俗は残っていないようである。呪詛の事例はほぼ中世に固まっているといえる。ここで取り上げた諏訪上社の呪の神灰の場合には、こうした風習が残存史料や、江戸時代に書かれた『諏訪かのこ』・『洲羽事跡考』・『諏方誌』などといった諏訪地方の地誌に<sup>(18)</sup>全く記載が見えないことから、中世で途絶えてしまったと推察する。目下知られる限り諏訪社で神灰を用いて呪詛したのは、中世の特徴と見なしうる。

## 一一 誓いの宝鈴

諏訪社の習俗のうち、中世から近世の間で失われた最も有名なものは、誓いのために宝鈴を振ることである。諏訪社の宝鈴<sup>(19)</sup>と呼ばれてきた鉄鐸は、現在諏訪上社の宝物館のなかに陳列されているが、鉄の板をメガホン状にして、中央に舌を下げた形の鉄鐸で、鉄鐸の長さの平均が一八センチメートル、最大一九・五センチメートル、最小一六センチメートル、頭部の直径が平均四センチメートル、底の直径の平均が六・二センチメートル、鉄板の厚さの平均が一・七ミリメートルという大きさである。<sup>(20)</sup> 宝鈴は六個ずつが上部で縛られて、三組になっている。このために三組の宝鈴とも呼ばれている。

史料的にこの諏訪上社の宝鈴が誓いのために用いられていたことを示す初見は、文明三年(一四七一)八月二十八日に御射山頭役を命じた際である。右頭役は上飯田(長野県飯田市)に負わせようとしたが、地元と争論になった。そこで上社側はその方に百歳の人がいいたならば、「御頭十九貫三百内御符礼ニ自前々参候ト以誓文可承候、其お三くみの御宝に<sup>(21)</sup>結付□可申候」と、過去の状況を知っている年長者がいいたならば、起請文に事実を書かせ、諏訪上社の宝鈴を振らせてこれが事実と相違ないと誓わせようとした。このことから一五世紀の半ば頃に、諏訪上社の宝鈴が事実確認の誓いに用いられていたことが判明する。なお藤森栄一氏や<sup>(22)</sup>桐原健氏の説によれば、諏訪社の宝鈴は銅鐸の末裔だといふ。誓いに鐘

が鳴らされることは古代末には見られるので、誓いに諏訪社の宝鈴が振られる習俗は、この史料の初見より大きくさかのぼることが疑いない。

延徳四年(明応元・一四九二)、諏訪上社は内県宮付を笠原(長野県伊那市)に差し出したところ、いつものように役を果たさず返してきた数十年にわたってこのようなことをしているので、三組の宝鈴を鳴らし長く御頭から外すようにしたいということになった。しかし内部から長くこれを捨ててしまうのは口惜しいという意見が出て、この行為は延引したが、結局三組の宝鈴を鳴らして決着が付いた。<sup>(24)</sup>ここでは、御頭から外すという行為の確認のために宝鈴が鳴らされようとしたのであろう。

この宝鈴が誓約の鐘として姿を見せる最も有名な場面は、『神使御頭之日記』の天文四年(一五三五)条で、次のように記されている。

此年、武田信虎ト碧雲斎於堺川ニ参会、當社御宝ヲモタセラレ、於堺川ニ御宝鈴ヲ被仰候、<sup>(守屋頼真)</sup>神長ツ、ラノ箱ニ御宝ヲソヘテ六人ニカト<sup>(9)</sup>カセ御供申、信虎・碧雲両所ノ間ニテ神長申立ツカマツリナラシ申候、堺川マテ御宝御越候事往古ヨリ是始ニ候。彼川ノハタニテナラシ申候、往古ヨリナキハウニ候間、九月十七日ニ御宝鈴鳴候而其月ノ内ニ又不会。武田殿ヨリノ参銭金七出候、<sup>(25)</sup>

この年に、それまで戦いを繰り返してきた甲斐国の戦国大名武田信虎(信玄の父親)と、信濃国諏訪郡の領主碧雲斎(諏訪頼満)とが和睦することになり、九月一七日に甲斐と信濃の国境にあたる堺川の北の端で両者が参会し、二人の間に立った神長官守矢頼真が諏訪上社の宝鈴を鳴らして、和解の儀式をしたのである。こうした戦国大名の和平という極め

て重大な場で、宝鈴が誓いのために鳴らされていることは、当時諏訪上社の宝鈴が誓いの鐘としていかに高い評価を受けていたかを示している。これから以降、諏訪上社の宝鈴は誓いの鐘としてたびたび姿を見せるようになる。『高白斎記』の天文十一年(一五四二)一〇月七日条によれば、新たに武田信玄(当時は晴信)の支配下に入った諏訪の西方衆(諏訪湖の西岸に住む土豪たち)が、信玄への服属を誓って宝鈴を鳴らした。<sup>(27)</sup>同じく天文一七年四月四日の条によると、長い間武田氏に背いてきた高遠(長野県上伊那郡高遠町)の諏訪頼継が信玄に服属し、同様に宝鈴を振ってこれを誓っている。<sup>(28)</sup>

武田信玄は永禄四年(一五六一)二月一日に、諏訪上社の宝鈴を鳴らすに際して出す賽銭を、「一、上 五貫五百文、一、中 参貫三百文、一、下 壹貫二百文」と定めた。<sup>(29)</sup>このことはいかに多くこの宝鈴が誓いのために用いられていたかを示すものである。また、年末詳の十一月四日に信玄は諏訪上社の神長官にあてて、穴山信君・武田信豊・小山田信茂などが宝鈴を鳴らすために社参するが、現在は軍役などが大変だから、施物等を減らしてくれるようにと書状を出している。<sup>(30)</sup>

さらに、信玄が諏訪社の神事を再興させるために出した、俗に「信玄十一軸」と呼ばれる文書群の一つ、永禄八年二月一日付けで、湛神事の再興を命じたなかに、三月に行われる船渡湛のために使われる神田八反在家一間が竹居庄(諏訪市)にあったけれども、その場所を知らないままに百五十年を経たことは嘘ではないと、千野出雲という神主が宝鈴を振って誓ったので、それならば仕方がないと了承されたという記載が

見られる<sup>(31)</sup>。宝鈴を振って誓ったことは間違いないことだと社会が受け入れる下地ができていたのである。

それでは、この宝鈴の誓いごとにおける使用の終焉はいつごろなのであろうか。近世に書かれたこの地域の地誌や、民俗事例などには宝鈴が誓いごとに用いられたことを伝えるものは残っていない。古文書的には、天正一〇年（一五八二）八月一七日付けの諏訪上社神長官守矢信真が徳川家康のために武運長久を諏訪社に祈った際、「御宝鈴家康与被申談候間」「御宝鈴被違候、御罰程有ましく候」と見えるのが最後のようである。

いずれにしろ、近世には諏訪上社の宝鈴は誓いの鐘としては用いられなくなった。そしてこのようなことは同じく誓いの鐘として用いられた、信濃の小野神社（長野県塩尻市小野）の梵鐘<sup>(33)</sup>や甲斐の御岳金桜神社（山梨県甲府市御岳町）の梵鐘<sup>(34)</sup>ともつながる。こうした鐘の音の事例や、その歴史的意義については既に考察を加えたので拙著を参照していただきたい<sup>(35)</sup>。

### 三 鳴動する神

「守矢満実書留」によれば文正元年（一四六六）三月五日に諏訪継満が大祝の位に立った時<sup>(36)</sup>、「其夜ハ此大宮鳴給候」という事件があった。大祝が即位するという大事なときに、諏訪上社の大宮の神殿が鳴ることはいかにも不気味である。この事実を書き留めていた側では、この音に

なんらかの意味が込められていると理解して、特別にこれを書き記していたのである。

ちなみに諏訪継満は文明一五年（一四八三）正月八日、惣領の諏訪政満・宮若丸父子等を神殿において殺し、その所領を奪った<sup>(38)</sup>。これにたいして同年二月十九日、矢崎政継等が復讐のために継満を千沢城（茅野市）に攻めた<sup>(39)</sup>。そこで下社の金刺興春は継満を支援しようとして兵を出したが、政継等は興春を殺した<sup>(40)</sup>。その後文明一六年に至って諏訪宮法師丸（頼満）が上社大祝の位についた<sup>(41)</sup>。この間諏訪では上社と下社の対立、上社のなかでは大祝家と惣領家の対立が大きくなり、戦国の混乱に拍車をかけた。結果論ではあるが、大宮が鳴ったのは諏訪継満の大祝即位にたいして、諏訪明神が警告を鳴らしたとも理解できよう。

「神使御頭之日記」の天文九年（一五四〇）条によれば、「霜月八日亥時、宮ヲヒタ、シク三度ナリ候」ということがあった。また同書の天文一〇年の条では「此年三月下旬ニ上坊うらなるたて石五日・六日うなる、昔も諏方一乱の時如此<sup>(43)</sup>」とある。この記載から、天文一〇年の諏訪上社上坊の裏にある立石が二日間にわたってうなった（音を立てた）ことは、昔の諏訪の混乱のときと同じだとして、諏訪に動乱が起きるなどの何か不吉な前兆として理解されていたことが判明する。

「神使御頭之日記」によれば、天文一〇年「此年七月御射山上増の夜原山ごとく數なり候、頼重御氣ニかけ神馬被進候<sup>(44)</sup>」という事件があった。この事件のことは守矢頼真が武田信玄の家臣の長坂虎房に天文一八年一月に出した書状のなかにも、「又去丑歳、信虎様為合力、頼重海

野へ出張之時者、黒馬神長方へ給候、其後原山事々敷鳴候ニ付而、黒馬  
 祢宜方へ被納候<sup>(45)</sup>と記されている。天文九年・一〇年と諏訪の人達は諏  
 訪上社や御射山原の鳴動に怯えていた。

天文一一年武田信玄が諏訪に侵入し、諏訪の宗家が滅ぶことからする  
 と、天文九年と一〇年の鳴動は諏訪氏の滅亡を告げているといえよう。

少なくとも天文一八年時点で神長の守矢頼真はそのように理解していた。  
 諏訪上社は大祝の諏訪氏が現人神であり、諏訪氏の神社としての色彩が  
 強い。それだけに諏訪社が鳴動して、諏訪氏の危険を告げていたと理解  
 されたのである。

水藤真氏は多武峯の藤原鎌足の墓の鳴動、御影の破裂といったことに  
 関係して、「それはその氏の祖たる人物が、子孫を危険(火事・病気・  
 闘争など)から救うため、あらかじめ注意を喚起するためのものであつ  
 た」とし、同じような例として建久二年(一一九一)の鹿島社や、仁和  
 三年(八八七)以降の天皇陵、さらには多田満仲の多田院の廟所の鳴動  
 の例を挙げている。<sup>(46)</sup>氏の指摘で明らかのように、墓や神社などが子孫な  
 どに危険を伝えるという考え方は、中世に広く見られたといえよう。そ  
 して、そのような理解が、諏訪社の場合にもあったのである。

墓が何か事件を告げるということは日本のみに見られることではない。  
 ホイジンガは『中世の秋』の中で、「シャトランによれば、この聖者(ガ  
 ンの聖ベルトゥルフ)は、町になにか重大なことがおこりそうになると、  
 聖ペテロ修道院にあるその柩をカタカタいわせたという<sup>(47)</sup>」と記している。  
 このような墓や神社などの鳴動につながるものとして、現在でも本来

は鳴らないはずのものが、危険などを予知するに際して特別な音を立て  
 るという言い伝えが各地にある。その代表例が山などが鳴るといふもの  
 である。『日本国語大辞典』(第一九卷五六九頁・小学館・一九七六)は  
 山鳴を次のように説明している。

やまなり【山鳴】「名」山が鳴動すること。また、その音。地殻  
 変動、谷あいの水の反響、空洞を通る空気の反響などによって起こ  
 る。\*怪異弁断―五(古事類苑・地四四)「山鳴之事(略)皆地中  
 奮氣之所為なり、地中に空穴ありて奮氣吹発するに因て声をなすも  
 のあり」\*二百十日(夏目漱石)四「地震の様に撼いたと思った。

あとは、山鳴りが比較的静まった」<sup>(48)</sup>「<sup>(49)</sup>①つゆ晴れの頃、山あい  
 の谷川の音が遙かに聞えてくること。鹿児島県肝属郡高山979 ②山  
 彦。こだま。新潟県北蒲原郡加治016

ここには、予兆的なことは何も説明されていないが、危険を伝える山  
 鳴の伝説は各地に伝わっている。<sup>(48)</sup>そして、予兆としての音の事例では、  
 多くの場合、山や石といった本来自ら音を出すはずのないものが、音を  
 出すことによって人間に危険を知らせてくれるのである。

多武峯の神像「先代破裂集」<sup>(49)</sup>には、有名な多武峯の藤原鎌足の神像の  
 鳴動が永承元年(一〇四六)から慶長一三年(一六〇八)まで記されて  
 おり、鳴動は中世を中心にして起きたといえよう。多田院の鳴動の場合、  
 史料的には応永二年(一四一五)十一月六日の足利義持の御判御教書<sup>(50)</sup>  
 が初見で、ほとんどが戦国時代に集中している。多田院では室町末、戦  
 国時代が鳴動して奇瑞を告げる時代だったのである。諏訪社の場合にも、



残存する史料から知られるかぎり、特に戦国時代に鳴動が大きな意味を持っていた。ところが、こうした諏訪社の鳴動といった記載も近世のこの地域を扱った地誌のなかには見ることができず、現在では地元にもそうした伝説・伝承が伝わっていない。

こうしてみると、神社の鳴動ということに大きな注意が払われたのも戦国時代までの特徴だろう。これは先に見た誓いの宝鈴の使い方にも共通するところで、現在のような機械音などに囲まれていない、静かな世のなかにあつて、人々は今の我々では聞き分けることができないような微かな音にも、特別な意味を見出そうとしていたと考えられる。

#### 四 神慮と神罰・予兆

これまで取り上げてきた、中世末の神灰・誓いの宝鈴・鳴動する神の音、こういった事例は当時の人々が神にたいして、どのような意識を持っていたかの一端を伝えている。そして神灰や誓いの宝鈴の威力を信じた彼らの意識には、神が生活の身近に居り、神の力はきわめて強いものだということがあつたと考えられる。最後にこのことを確認するために、一五世紀半ばから一六世紀末頃の諏訪社関係の文書のなかによく見られる「神慮」と「罰」、さらに予兆などについて触れてみたい。

「諏訪御符礼之古書」によると長禄元年（一四五七）五月五日、諏訪上社は明年の五月会頭役を佐久郡内山郷（長野県佐久市）などにあてた。この時村井（長野県松本市）の村井盛知は御符礼の一貫五百文の納入を、

家を造ったり、婿とりをしたりして、正月まで延ばしたために、「御罰」にあたってその後死んだという。<sup>(51)</sup> 村井政知の死は上社の御頭役を遅延したために神の罰を受けたと、諏訪上社側には理解されたのである。

寛正四年（一四六三）七月二十九日に、諏訪上社は明年の御射山頭役をあてた。左頭は高井郡の高梨政高に命じられたが、この年越後勢が高橋（長野県中野市大字新保）まで打ち向かい、在々所々に放火した。この「御罰」により大将馬頭は二月一二日に討たれた。「諏訪御符礼之古書」はこの結果を「神慮難有候敷<sup>(52)</sup>」と記している。

戦国時代の諏訪社では次々に「神異」が起きた。そしてこれは人々に何らかの異変を伝えようとする神の知らせと意識された。「守矢満実書留」によれば寛正六年（一四六五）三月一日に、諏訪上社に神異があつた。それは「（上欠く）クルイ名乗候テ此太刀ヲ持来候、神変<sup>(不忠)</sup>儀<sup>(ナルシ)</sup>方便也<sup>(53)</sup>」というものだった。誰かに神が乗り移って太刀を持ってこさせたが、これは神慮を人々に見せ、神の徳を示すための方便だと理解されたのである。

寛正六年七月九日、神長守矢満実は旦那の某の三男のところへ陣中の祈禱の状を遣わしたが、途中で跡部某がその状を奪い取り、使いの僧を切った。跡部は手紙を上社大祝の諏訪信満に届けたので、満実のところへ信満から恨み言の使者を立てられた。このため七月一六日に大祝から神長へ御射山に出仕するようにとの連絡があつたが、彼は出仕しなかつた。神代から御札のことは神長の役だったのに、こんな状況では「神慮

如何」と古老・神人そのほか諸民などが言いあっていたところ、大宮（諏訪上社大宮）で「キ子」に明神が乗り移り、神代より神長は自分の御守りとして乗り移っていたのに、長く御射山に出仕しないので、自分も御射山に出かけない、また正理の神人を悩ますような輩は自分が悪千神となって祟をすると託宣があった。その証拠を欲しいと人々が申ししたところ、御手洗白路池が三日留まった。諸人は随喜の涙を流し、いよいよ神徳を感じた。そして八月一日には諏訪信満と満実が和解した。<sup>(54)</sup>この記載は「守矢満実書留」に記されており、満実が自分に都合良く書いたともいえるが、ともかく神は身近なところにその力を現わしてくれると信じられていたのである。なおこのように大祝と神長との関係を悪化させた原因となった甲州津の守は一月二四日に討ち死にしたが、これを満実は「神慮難有候」と評している。<sup>(55)</sup>

文明五年（一四七三）七月三〇日、諏訪上社は明年の御射山頭役を更級郡河井郷（長野市）などにあてた。右頭は水内郡の風間（長野市）の風間殿にあてたが、知行代官の原大和入道有源が御教書礼について兎角申した。この罰として風間殿は頓死し、家中も同じく死去したと「諏訪御符礼之古書」は記している。<sup>(56)</sup>

「守矢満実書留」には文明七年五月一七日、山家常陸介光政が在所をあげて和田（松本市和田）へ落ち、二五日には神長守矢満実の所へやって来たが、これは「御頭御無沙汰神罰にて候」という理由によると記されている。既に何度か見たように諏訪社に対する御頭は絶対と見なされ、それに背くと神罰がくだると理解されていたのである。

同書の一〇月一〇日条には、諏訪上社神使西牧満兼の屋形が焼け、大風が吹いて小屋が千間ばかり焼失した。そして満兼芳々御左口神炎上したが、「物恠共」がこれらのことを行ったとして、「神慮難凡人計者也」と人々は話し合ったとある。

同じく文明一四年の記載によれば、この年に諏訪郡の内には夜討ちが始まり、万民の心の憂いは言いようもなかった。夜になれば公私我々の身上と人が集まり甲冑をつけて用心した。そのうえこの年は数度の大洪水のために、作毛が悉く押し流され、田の面が変じて瓦礫の荒野となってしまう有様だった。こうした異変は「神慮御内証」で、神事御祭礼に背く人が出てきたので、当社の明神が荒れたためだと守矢満実は記している。<sup>(59)</sup>

「諏訪御符礼之古書」の文明一六年五月の条によれば、山田城（長野県上高井郡高山村）の高梨日向守高朝が高野山に仏参りをしている間に、高梨刑部大輔盛政が城を取ってしまった。六月二六日に高梨撰津御家中が死去した。これは「神慮不受非例」のためで、彼が和田寄子銭に難渋を申し、押えてしまったために、それを責めたものだという。<sup>(60)</sup>

「神使御頭之日記」の天文七年（一五三八）の条には、「宮付 権祝」の横に「此年権祝家中死去、就之頭ヲ被明候、神慮不可然儀ト存候、前々ヨリ加様ノタメシナク候、如何様以後ノ引懸タルヘク候間、権祝御罰可當候」とある。権祝の家中が死んだのは御頭をあげたために、神罰を受けたという理解である。

「守矢頼真書留」の天文一一年条によれば、一〇月七日に諏訪上社神

長守矢頼真は同社の禰宜を兼ねたが、その後二月二〇日に子供の犬太郎(守矢信実)を禰宜に立てた。これに対し先の禰宜矢島満清は「色々神慮ニ相そむかれ候」という状況であった。また満清は千代宮殿を世に立てずして、一〇代以前に相わかれた信濃殿を惣領に取り立てた本人なので、かれこれの「御罰故」二男子は討ち死に、本人は牢人したとして<sup>(62)</sup>いる。

このような「神慮」を重んじる考え方は、諏訪社の神官のみではなかった。武田信玄の家臣の長坂虎房は天文二〇年九月に千野鞆負丞に、これまでの忠信と、これから無二に御奉公あるべきの旨、「神慮」をもつて再三仰せをこうむったとして、諏訪郡有賀郷内(諏訪市有賀)の年貢を領させている。<sup>(63)</sup>

以上は一部分にすぎないが、このように、一五世紀の半ばから一六世紀の終りにかけて、諏訪上社関係の記録などには「神慮」という言葉が多く記載されている。もとより残存する記録は諏訪上社の神長の家のものがほとんどであり、諏訪上社神主の最高位の者の意識という限定を付けねばならないが、ここには「神慮」を第一とする考え方が色濃く出ている。このために「神慮」を知ろうとする占いが頻繁に行われた。

文明三年(一四七一)正月一日には諏訪上社の神使御頭が定められたが、「外県介擬祝、宮付禰宜、神長御占ハツサレ候間、権祝重當候<sup>(64)</sup>」というように、御頭役は占いによって決められた。文明一六年にはまだ大祝の御立がなかったので「御占打不申候<sup>(65)</sup>」という状況だった。祭礼の分担は基本的に占いを前提にしていたのである。<sup>(66)</sup>

武田信玄も軍事行動をするにあたって、永禄七年(一五六四)二月一日に諏訪郡薬王寺と慈眼寺に諏訪社の神圖を取らせ、両者の一致を前提に行動しようとしている。<sup>(67)</sup>

これらはほんの一端でしかない。中世の終り頃、様々な異変などは「神慮」として理解されていた。それゆえ人々は行動の指針として「神慮」を知ろうという意識を強く持っていたのである。

## おわりに

これまで述べてきたように、一五世紀半ばから一六世紀の終りにかけての時代、諏訪地方においては、様々な事柄が深く諏訪信仰と結び付いていた。それは体系だった信仰というよりも、神灰、鐘の音、鳴動、さらには様々な事柄に神慮や予兆を見るといった、様々なものに神の威力を感じる土着的信仰の色彩が強いものであった。人々は様々な日常の音や出来事に神の意識を感じ取り、そこに未来の方向を知ろうとしていた。そしてこのような習慣や意識は諏訪にだけ見られるものではなく、当時広く日本列島上、さらにはその外側にも見られた。

その後、戦国大名として諏訪地方を領することになった武田氏は、諏訪社を中心とするこうした信仰を支配体系のうちに取り込み、領域支配の道具に利用しようとした。これは単に諏訪に見られるだけでなく、本国である甲州においても同様で、御岳金桜神社の鐘が武田氏の裁判制度の中核に組み込まれたり、信濃の諏訪上社の宝鈴が武田氏の家臣たちに

よって利用されたり、小野神社の鐘が地域の民衆の裁判と関わるようになったりした。さらに、信玄は軍事動員を起こすに当たって、自分に都合良く神意を示してもらおうとした。神慮に応じるだけでなく、積極的に神意を自分の思う通りにさせようとしたのである。<sup>(68)</sup> 神は政治の道具となり、神への恐れが次第に克服されたといえる。

このような戦国大名の考え方は、支配者のみでなく、次第に民衆の間にも広がってきた。戦国時代を象徴するともいえる、城の建設や、鉱山開発、さらには治水や新田開発といったものは、土地などの神より人間の力のほうが大きいのだという思想を大きく前進させた。<sup>(69)</sup>

先に見た神灰の慣行、諏訪社の宝鈴を誓いに使うこと、神社の鳴動に大きな意味を読み取ろうとする意識、何かにつけて神慮を気にするといったことが、近世にほとんど見られなくなるのは、諏訪だけの傾向ではない。これらは広く各地に見られるものであり、日本人の大きな意識変化の一端を示している。<sup>(70)</sup>

註

- (1) 内藤虎次郎「応仁の乱に就て」(史学地理学同友会編『室町時代の研究』・星野書店・一九二二)・『日本文化史研究』一九三頁(弘文堂書房・一九二四)。
- (2) 勝俣鎮夫『戦国法成立史論』はしがき(東京大学出版会・一九七九)、『中世の都市と民衆』三〇頁(網野善彦氏の発言・新人物往来社・一九八六)、今谷明『日本国王と土民』(集英社・一九九二)など。
- (3) 栗岩英治『諏訪研究』(長野郷土史研究会・一九一六)、山田肇『諏訪大明神』(信濃郷土文化普及会・一九二九)、宮地直一『諏訪史 第二巻前編』

(信濃教育会諏訪部会・一九三二)・『諏訪史 第二巻後編』(同・一九三七)、諏訪史談会編『諏訪史蹟要項』一〜二四(謄写版・一九五〇〜六八)、藤森栄一『諏訪大社』(中央公論美術出版・一九六〇)、村岡月歩『諏訪の祭神』(雄山閣・一九六九)、伊藤富雄『伊藤富雄著作集』全六巻(永井出版企画・甲陽書院・一九七八〜八八)、宮坂喜十『諏訪大明神の信仰』(下諏訪町博物館・一九七九)、『諏訪大社』(信濃毎日新聞社・一九八〇)、金井典美『諏訪信仰史』(名著出版・一九八二)。

(4) 『伊藤富雄著作集』第一巻三一九頁(永井出版企画・一九七八)。

(5) 『信濃史料』第八巻五八一頁(信濃史料刊行会・一九五七)、『信濃史料』第九巻一五頁(信濃史料刊行会・一九五七)。

(6) 『信濃史料』第八巻三二六頁・同四四八頁、『信濃史料』第九巻四頁・同五九頁など。

(7) 『信濃史料』第九巻八二頁。

(8) 網野善彦「灰をまく」(『ことばの文化史 中世2』・平凡社・一九八九)。

(9) 「灰を家のまはりに撒くともぐらが寄つかない」(信濃教育会北安曇部会編『北安曇郡郷土誌稿 第三輯 年中行事篇 第一冊』七二頁・郷土研究社・一九三一)。

山梨県では、明治時代に小正月「一月十五日の朝の縄もやしその灰を十五日の団子のゆで湯へ入れて、家の四方へ虫除の呪とて撒きながら、かく唱へることあり、今は町にては希に旧風を守る家にて致すとぞ、へーびもむかでも どきあれ おれはかじやの むこんだ 鎗も 刀も さし

て、かくいひて灰水をまくなり」(山中共古『甲斐の落葉』二〇頁・有峰書店・一九七五)。

常陸鹿嶋郡高松村宇佐田では、正月十五日の小豆粥にドント(左義長)焚の灰をかき交ぜて、家の周囲に撒き蛇除とする(人類学雑誌三〇ノ三)。

宇治山田市岡本町の世義寺で、毎年六月七日に『とうび』と云ふ行事がある。此日の焚火の灰は虫除け疫病に効があるとして、参詣人は持帰て田畑に入れる(読売新聞。昭和六、七、九)。丹後中部では、正月十五日注連縄

松飾を焼きたる灰を、家の軒下に納め置く時は蛇が家内に入らぬと云ふ（同郡風俗答状）。肥前平戸の南九里なる比自岐浦では舟で夜行するときよく舟幽霊が出て櫓に食ひ付くが、其時は灰を振かけると離れると云ふ（甲子夜話卷二二〇）。日向の北部地方では、お盆の祭壇上に灰を置くと、仏様の足跡がつくと云ふ（同郷土資料六掲）。（中山太郎編『日本民俗学辞典補遺』二五三頁・梧桐書院・一九四一）。

大阪府の「泉南番原では四ツ辻で（大トンド）をたき松の木は取り残して田植えのとき使用し、灰は家のまわりに撒くと蛇が入らぬと。」（南要『大阪府下年中行事集』——『日本民俗誌大系 第四卷 近畿』四〇四頁・角川書店・一九七五）。

香川県にも同様の言い伝えがあり、トンドの「灰も宅辺に散らせば蛇近寄らずと云えり」。（三木春露「讃岐年中事物考」——『日本民俗誌大系』第一〇卷二四八頁・角川書店・一九七六）。

佐賀県唐津市湊八坂神社で旧曆小正月に行なう、灰降り祭りというものは変わっている。この祭りで厄男が覆面をするのは、俗界の人間ではないことを示す仮装だろうが、この厄男が聖なる火の灰を撒く行事が中心になっている。参拝者はこの灰をかぶると厄が落ちたことになるわけだが、さらにこの灰を持ち帰って田畑に撒いて虫よけにするという。（今野圓輔『日本の民俗 7 季節のまつり』一九〇頁——河出書房新社・一九七六）。

(10) 沖縄では疱瘡が流行すると、「家の内外や、屋敷の隅々まで、それ通路は平常よりも念入りに掃除された。竈とフル（沖縄特有の便所兼豚小屋）と井戸は特に清くされた。門や戸口には毎朝竈の灰を一線に時いた。そして門には更に竹竿や箒を横たえた。門に灰を蒔き竹竿を横たえることは、天然痘流行の時だけではない。普通の伝染病の時でも又豚鶏等の家畜家禽の流行病の場合でもこれをなした。更に葬式が御前を通る時にもやったことで、つまり灰や箒や竹竿には悪魔の入り来るを防ぐ魔力があった。」（比嘉春潮『翁長旧事談』——『日本民俗誌大系』第一〇卷一〇頁・角川書店・一九七六）。

ゴマノハヒ（護摩の灰） 奈良市の法華寺から、土細工の犬が安産、疱瘡除、小児泣止め等のお守りとして授けられる。之は奈良朝に悪疫流行した時、此処で天安穩を祈って一千日の供養を行はれた。其時の護摩の灰を以て光明皇后が躬から犬を作り諸人に授けられたに始まるといふ（大和の伝説）。（中山太郎編『日本民俗学辞典』六一二頁・梧桐書院・一九四一）。丹波中郡の左義長は、竹の焼残りで灸箸に作り用ふれば、百病を除き灸熱発せずと。又其灰を軒下に納置く時は蛇家内へ入らぬと云ふ。更に神前の松飾等を焼き其くさを少し残して持帰り十五日小豆粥燃料にする（丹波中郡風俗問答状）、（中山太郎編『日本民俗学辞典』六一二頁・梧桐書院・一九四一）。

(11) 福岡県宗像郡では、「アヤカシ（海の怪異）に遭いたる時おかまさまの灰を撒けばよろし。但しおかまさまに魚の骨など投げ不潔にすれば、灰に効果なし。」（桜田勝徳著作集』第六卷一九二頁・名著出版・一九八〇）。

(12) 長野県北安曇地方では「いのぐ」（淋巴腺の腫脹）の出来たときのお呪いとして、「灰の中に足を置き土踏ますへ灸をすゑる」、「灰の中へ足型をつけ土踏ますへ袂糞で灸をすゑる」、「爐の灰の上へ足の跡かたをつけそれに灸をすゑる、脇下へ出来た時は手の型をつける。之をいのごやきといふ」、「爐の灰の中へ踵の跡をつけ其中へ三つの火を入れて消えるまで掻きまはす」（信濃教育会北安曇部会編『北安曇郡郷土誌稿 第三輯 年中行事篇 第一冊』一六五頁（郷土研究社・一九三二））。

同じように相州内郷村（神奈川県藤野市）では「いのぐ（淋巴腺の腫れたもの）」ができた場合には、「灰の中へ足跡をつけ、その土踏ますへ灸を三つすゑる。」（鈴木重光『相州内郷村話』——『日本民俗誌大系 第八巻 関東』四六頁・角川書店・一九七五）。

京都府の口丹波では、「船井郡の富本村観音寺部落の西端に、俗に『ちやの神』と云うのがあって風邪引きの神様として信仰されている。参詣する時には竈の灰を薬つと三本に入れてお供えする。そしたら全快するそう、他部落からも詣る人が多い。」（垣田五百次・坪井忠彦『口丹波口碑

集』——『日本民俗誌大系 第四卷 近畿』三二八頁・角川書店・一九七五。

(13) 垣田五百次・坪井忠彦『口丹波口碑集』(『日本民俗誌大系 第四卷 近畿』三二三頁)。

(14) 長野県の北安曇郡では、道祖神祭りの「おんべの灰を局部につけると毛が生えるといふ」。(信濃教育会北安曇部会編『北安曇郡郷土誌稿 第三輯 年中行事篇 第一冊』七二頁(郷土研究社・一九三二)。

(15) ハヒボトケ(灰仏) 駿州吉原町西雲寺の弁天堂の尊像は、弘法大師護摩修法あった時、其灰を以て造ったといふ(駿河志料卷五二)。ちなみに、灰仏は諸国にある(中山太郎編『日本民俗学辞典』七八七頁・梧桐書院・一九四一)。

羽後仙北郡南植岡村の寺の宝物に、護摩に炷いた灰で練り作った金剛界大日如来像がある、高さ三寸五分、正面台座に仁和寺と彫り背面にも文字がある(月出羽路)。

東京市池上本門寺の日蓮上人の木造は、弘安四年九月に高足の日法が靈材を得て、日蓮の座前で肖像を刻む。上人自ら曼荼羅を写して其腹中に納め、鬚髪を焼て彩色を加へ、これ我生身のかたちなりとて自ら開眼して堂上に安置したと云ふ(新編武蔵風土記稿卷七)。東京市外羽根田興師町の弁天社の神体は、弘法大師が護摩の灰で作ったものと伝ふ(同上卷二)。

下野足利市外の八幡村から、多数の灰仏が発掘された事が、同市の丸山源八氏より、考古学雑誌に報告掲載された。

信濃下伊那郡千代村瑞衍山の弁財天像は、弘法大師親ら護摩の灰を集めて作ったもので、像に拇指を捺し之に刻して天長七年七月七日秘密護摩一万座奉修行以其灰此形像作者也、空海とある(同村誌)。同国更級郡塩崎村の色形灰の御像と云ふは、法然上人の火葬の灰で作ったもので、一名を灰ノ御像とも云ふ(日本伝説叢書)。

広島市新川場町海雲寺の弁天社。木像の背に天長七年七月七日、於江島弁財天、秘密護摩一万座奉修行以其灰作此像也、末に空海の判がある(芸

藩通誌卷八)。(以上は中山太郎編『日本民俗学辞典補遺』二五四頁・梧桐書院・一九四一)。

雨乞い弁天(山梨県中巨摩郡敷島町) 天狗沢清沢寺本堂内に高さ三〇センチメートル巾二〇センチメートルくらいで灰色の土製、うす板造りの弁財天の像が安置されている。この像は昔から普明庵にまつられていたもので、弘法大師(僧空海)が護摩の灰で造ったものだといわれている。この像の表は弁財天であるが、裏に空海の手形といわれる形があり、それに次画のような文字がぎざまざまれている。(画略)これで見ると、天長七年空海が一万座の修行を奉じ護摩の灰をもって江の島弁財天の法により作ったものと解される。(中略)ある時天狗沢に大ききんがあった。この時普明庵天狗坊の僧がこのききを救わんと、急ぎ江の島にもむき弘法大師作の弁財天を乞うて一夜にして持ち帰り、これをまつてその難を救ったと伝えられる。(敷島町誌)六七六頁)。

(16) 丹後中郡地方の農家にては、節分の夜撒き残りの豆十二を火の上に並べ、焼き、黒白の灰にて白は晴、黒は降りと占ふ(丹後中郡風俗答状)。(中山太郎編『日本民俗学辞典』七八七頁、梧桐書院・一九四一)。

安房神社では正月十四日に置炭祭を行ふが、之は当日午後六時宮司以下齋室に参入し、忌火で鑽で焚火す。其中炭火の熾なるもの十二個をとり十二ヶ月に配し、以て月々の晴雨を占ふ(官国幣社特殊神事調一)。越後出雲崎町では、二月節分夜打豆を目を閉ちて十二粒拾ひ、爐火に並べ焼き其灰色を見て一年の晴雨を占ふ(北越史料出雲崎)。(中山太郎編『日本民俗学辞典補遺』二五三頁・梧桐書院・一九四一)。

旧一月二三日に行われる大師講に際して、「陸中遠野町では旧十一月二十三日に大師粥をつくる。小豆粥を萩の箸で食べ、其箸で灰前(膳のうえに灰を入れ播って平にしたもの)に手習すれば上達すると云ふ。又団子を家族の人数だけ作り、其一つに金を秘し入れて置き、其団子を得たものは翌年福運があると喜ぶ(人類学雑誌二九ノ一)。(中山太郎編『日本民俗学辞典補遺』一一九頁・梧桐書院・一九四一)。

大阪府のなかでは一月一日の年占いを、「泉北高石町では雑煮をたくマメ木の灰が白ければその年は天気多く、黒ければ雨多しとした。」(『南要』大阪府下年中行事集)——『日本民俗誌大系 第四巻 近畿』三九九頁・角川書店・一九七五)。

新潟県西蒲原郡弥彦村の弥彦神社では、毎年正月一五日の未明に、神職一同が御飯殿に参集し、御炭置の神事と称する灰占いを行い、その年の各月々の晴雨を預言する。その方法は、新しい土器二枚(これを一年間の各月に当てる)に、堅炭を二三寸ぐらいに切り、火に入れて赤く焼いたものを一個ずつ盛り、これを竈のうえの穴の周囲に並べ、そのうえに荒狐を覆い、微風であつても入らないようにする。こうして予め定めておいた月の炭が早く消えて、黒くなれば雨が多く、白い灰となれば晴多く、灰が散乱していれば風多しと判定する(中山太郎『日本民俗学』第二巻三九二頁・大和書房・一九七七復刻)。

(17) ハヒヅカ〔灰塚〕 武蔵荏原郡八幡塚村の灰塚。昔民家七軒が雷火の為に消失したとき、其灰燼を集めて築いた塚である(同風土記稿巻二)。同足立郡山村の灰塚。弘法大師の護摩を修せし灰を置いた所と云ふ(同上巻一三四)。播州明石郡魚住村西岡の清冷山開伽寺境内の灰塚は、応仁二年回祿せしとき、経蔵の灰を集めて築くと云ふ(播磨鑑)。伊豫温泉郡南吉井村の灰塚。此塚は伽藍什器焼残の物、及び書坊仏像の灰を集め、且つ戦死者の屍体等を埋めたものである(同郡誌)。(中山太郎編『日本民俗学辞典補遺』二五三頁・梧桐書院・一九四一)。

ハヒヅカヤマ〔灰塚山〕 江州栗太郡面村に灰塚山がある。上古郡名となりし大栗の樹の枝葉を焼いた灰の山と云ふ(参宮図絵巻上)。(中山太郎編『日本民俗学辞典補遺』二五三頁・梧桐書院・一九四一)。

(18) 『復刻諏訪史料叢書』第四巻(はたる書房・一九八四)などによる。

(19) 最初に諏訪上社の宝鈴を誓約の鐘としてとらえたのは藤森栄一であった。「鉄鐸——その古代史上の意義——」(『信濃』第一四巻四号・一九六二、後に『藤森栄一全集 第一巻』学生社・一九八六に収録)・『下諏訪町誌』

上巻「第三編古代の下諏訪 第三章 鉄鐸 第一部 誓約のすず」(下諏訪町・一九七三)・『銅鐸』(学生社・一九七四、後に『藤森栄一全集 第十巻』学生社・一九八三に収録)。

(20) 渡辺世祐『諏訪史』第三巻(諏訪教育会・一九五二)。

(21) 『信濃史料』第九巻六九頁。

(22) 『藤森栄一全集 第十巻』(学生社・一九八三)。

(23) 桐原健「掘り出された鉄の鐸」(『平出遺跡考古博物館ノート4 鉄鐸の謎を探る』塩尻市立博物館・一九八二)。

(24) 『信濃史料』第九巻五一九頁。

(25) 『信濃史料』第一巻九〇頁。

(26) 拙稿「界川の位置をめぐって」(『諏訪市史研究紀要』第二号・一九九〇)。

(27) 『信濃史料』第一巻一九〇頁。

(28) 『信濃史料』第二巻三七五頁。

(29) 『信濃史料』第二巻三三八頁。

(30) 同右。

(31) 『信濃史料』第二巻六三五頁。

(32) 『信濃史料』第一五巻四〇四頁(信濃史料刊行会・一九六〇)。

(33) 拙稿「諏訪神社・小野神社の鉄鐸をめぐって」(『平出遺跡考古博物館ノート4 鉄鐸の謎を探る』(塩尻市立博物館・一九九二)。

(34) 拙稿「御岳金桜神社の起請神文の鐘について」(『甲斐路』五四号・一九八五)。

(35) 拙著『武田氏三代と信濃——信仰と統治の狭間で——』(郷土出版・一九八八)・拙著『中世の音・近世の音——鐘の音の結ぶ世界——』(名著出版・一九九〇)。

(36) 『信濃史料』第八巻五四三頁(信濃史料刊行会・一九五七)。

(37) 『信濃史料』第八巻五四五頁。

(38) 『信濃史料』第九巻三〇〇頁。

(39) 『信濃史料』第九巻三〇二頁。

- (40) 『信濃史料』第九卷三〇二頁。  
 (41) 『信濃史料』第九卷三三〇頁。  
 (42) 『信濃史料』第一一巻一五六頁(信濃史料刊行会・一九五八)。  
 (43) 『信濃史料』第一一巻一六一頁。  
 (44) 『信濃史料』第一一巻一六五頁。  
 (45) 同右。  
 (46) 水藤真『中世の葬送・墓制——石塔を造立すること——』一四〇頁(吉川弘文館・一九九一)。  
 (47) ホイジンガ・堀越孝一訳『中世の秋』上巻三三八頁(中公文庫・一九七六)。  
 (48) 以下に各地の伝説を示す。  
 ○鳴る石(山梨県北巨摩郡大泉村)  
 谷戸の北西で泉さんの西に当たるところに、大きさ三・六メートル四方くらいの巨石がある。この石は昔から何か変わったことがあると必ず鳴ったという。そして不思議なことには、この石は村人に何でも貸してくれたそうである。冠婚葬祭の時など前日に石の前に行つて、「明日までに何々を貸してください。」と頼んで、翌朝行くと必ず石の上に頼んだ物がのっかっていたという。そして用が済んだらこれをまた石の上に返して置けば、知らぬ間にどこかへ片付けてしまふ。  
 とこがある時品物を借りて、それをこわしたまま返して置いたら、石は大そう怒つて、その時以来いくら頼んでも決して貸してくれなくなったと言ふことである。——『大泉村誌』下巻一〇三〇頁・大泉村・一九八九。  
 ○夜泣きをする神様(山梨県北巨摩郡高根町)  
 熱見村西原に小さい石祠に祀つた神様がある。この神様は村に異変がある時は、その前に赤子の泣声のやうな声を立てゝ泣きあるくさうだ。又空腹になると夜泣きをするといふことだ。夜泣きをきくと村人は米をあげるさうだ。さうすると泣き止むといふことだ。——『高根町誌』下巻九二四頁・高根町・一九八八)。

- 集落を災難から救つた無名石祠(山梨県北巨摩郡高根町)  
 西割の西原、現在の原隆志氏の前方の田のくろに、小さな無名石祠がある。昔、ある冬の夜大きなうなり声をたてた。近所の人たちが注意を払つたところ集落に火災が発生した。このうなり声があれば西原の集落は全焼したかもしれない、と感謝をあつめた石祠だと聞いている。今も正月には松飾りのあがつているのが見える。——『高根町誌』下巻九二四頁)。  
 ○雨鳴山(山梨県中巨摩郡櫛形町)  
 此山時アリテ鳴ル、夏日雨降ラントスル時最多シ、山名ヲ得ル所以ナリ。里人コレヲ遠光ガ鳴ルト云。其説曰加賀美遠光ノ霊所為ニシテ、秋山村ニハ其声聞ユルコト稀ナリ。若聞ユル時ハ必ず災アリ、百年前ニ鳴動シ即日暴雨洪水シテ民屋多ク流亡スト云。——『甲斐国志』卷之三十一、『大日本地誌大系甲斐国志』第四卷七五頁・雄山閣・一九八二・以下これについては②一七五と略す)。  
 ○御番城山(山梨県北都留郡上野原町)  
 山南ノ中腹ニ岩アリ山下ヨリ望メバ太鼓ニ似タリ土人依太鼓岩ト云、若此村ニ変災アラントスレバ、此岩鼓声ヲ発シ一村ニ響クト云。——『甲斐国志』卷之三十三、②一三三)。  
 ○鳴石(長野県上水内郡三水村)  
 三水村芋川鳴石の道ばたにある。武田信玄が芋川城を攻めたとき、この石がうなりを発したといわれている。地名にもその名が残っている。——『浅川欽一編信州の伝説』一〇〇頁・第一法規・一九七〇)。  
 ○鶏岩(長野県伊那市)  
 伊那市手長野口の入口にあった。特別な名もなかったが、昔この岩のあたりへときどき金色の鶏があらわれて鳴いた。そのときは、世の中に変わつた事が起こつたので金鶏の声を耳にした人は金持ちになつたという。——『信州の伝説』一〇〇頁)。  
 ○天狗の太鼓(長野県上水内郡小川村)  
 長野大町線の坂の瀬バス停から北へ歩くと二又地籍になる。そこから右



- 手に別れてまた三十分あまり、湯の沢というところに着く。湯の沢は江戸時代享保六年（一七二一）に開拓されたという。こゝに天狗社があって、毎年春秋に小林小裕治さん宅で祭事が行なわれている。
- 「ポーンボン」という音が穴の奥から聞こえてきてなえ、腹の底にしみこむように……天狗の太鼓の音だというのがさえ。今でもその岩穴は見られるぞえ。湯の沢のおらあ家の北側を登って二町ほどのところに、そうだねえ。ねこ二枚ほどひかれるくらいの穴がなえ、あるぞえ。
- そのほら穴に天狗様をまつているのだが、この天狗の太鼓は、そうだなえ、四月と九月の二回、必ず「ポーンボン」という音が奥から聞えてくるだに。その音は三十二か四十二ときまっているぞえ。それはおれのじいさまから聞きつたえてきたものだが、今もときにやあ「ポーンボン」と音が聞えてくるぞえ。
- この太鼓の音は、天災の前ぶれがあつてなえ。それは本当だぞえ。あのさえ、明治三十七年の六月十五日の大洪水のときにゃあ、四月から六月十五日まで毎晩聞えやした。
- 近ごろでは、伊勢湾台風のときも毎日聞えやした。うちのおぢさまも昔の弘化四年の善光寺地震のときのことを、よく話してくれやわしたわえ。
- 天狗太鼓はこれからもきつと、あの穴の奥から「ポーンボン」となりつづけるだらう。この耳に今でも残っているわえ。あの「ポーンボン」という音が。——（『小川村誌』一五四〇頁・小川村役場・一九七五）。
- (49) 『統群書類従』第三十三輯上。
- (50) 『兵庫県史史料編 中世1』多田神社文書二三九（兵庫県・一九八三）。
- (51) 『信濃史料』第八卷三七〇頁（信濃史料刊行会・一九五七）。
- (52) 『信濃史料』第八卷四六二頁。
- (53) 『信濃史料』第八卷五一八頁。
- (54) 『信濃史料』第八卷五二九頁。
- (55) 『信濃史料』第八卷五三〇頁。
- (56) 『信濃史料』第九卷九六頁。

- (57) 『信濃史料』第九卷一三二頁。
- (58) 『信濃史料』第九卷二五二頁。
- (59) 『信濃史料』第九卷二八八頁。
- (60) 『信濃史料』第九卷三二二頁。
- (61) 『信濃史料』第一卷一二九頁。
- (62) 『信濃史料』第一卷一九一頁。
- (63) 『信濃史料』第一卷四九七頁。
- (64) 『信濃史料』第九卷五九頁。
- (65) 『信濃史料』第九卷三二三頁。
- (66) 『信濃史料』第一卷六一九頁。
- (67) 『信濃史料』第二卷四八一頁。
- (68) 拙著『武田氏三代と信濃——信仰と統治の狭間で——』（郷土出版・一九八八）。
- (69) 拙稿『「院内」考』（信州大学人文学部『人文科学論集』二二号・一九八七）。
- (70) そうした日本人の意識変化の例として、拙著『辻の世界——歴史民俗学的考察——』（名著出版・一九九二）、『戦国時代の天龍川』（建設省中部地方建設局天龍川上流工事事務所・一九九二）、拙稿「戦国時代の山小屋」〔信濃』第三六卷七号・一九八四）、「再び戦国時代の山小屋について」〔信濃』第四一巻二一号・一九八九）を参照していただきたい。

（信州大学人文学部  
国立歴史民俗博物館共同研究員（一九八七—一九九〇年度））

## Vanished Customs

SASAMOTO Shôji

A number of customs disappeared after the Age of Civil Wars. In this paper, the author verifies some examples concerning the Upper Suwa Shrine in Nagano prefecture, and considers their background.

The first custom to disappear after the Age of Civil Wars was the use of sacred ashes for cursing. In 1466, a vassal of OGASAWARA Munekiyo broke a *sakaki* branch, the symbol of the duty of Otô at the shrine. The chief priest of the Upper Shrine, saying that OGASAWARA Munekiyo had offended divine intention, cursed him by scattering sacred ashes in the moat of his residence. Consequently, Munekiyo died the next year in madness. In 1472, sacred ashes were again scattered to intimidate a person who did not fulfill his duty as Otô. Cursing with sacred ashes is not carried out in the Modern Age, and no legend concerning it has been handed down.

The second custom which disappeared is the use of a "treasure bell" for making a vow. From historical documents, it is known that, after 1471, a "treasure bell" was shaken to make a vow, and the bell was extensively used for the swearing of oaths throughout the Age of Civil Wars. However, no such examples can be found in historical documents after 1582, and the use of a "treasure bell" in making a vow is not even known in the Modern Age.

The third custom to disappear is the belief that the shrine buildings of the Upper Suwa Shrine rumbled to warn the Suwa Clan and others of danger. From 1466 to 1540, the Shrine often rumbled. After such a rumbling, some incident always occurred. For this reason, the rumbling was taken to be as an evil omen of upheaval or disturbance in the Suwa region. However, both the rumbling and such beliefs regarding the rumbling have been completely forgotten in the Modern Age.

The matters that I have described above show that for the people of the Middle Ages, the gods were powerful beings close at hand. Various happenings were considered as manifestations of gods will. People tried to learn the divine intention through these extraordinary events, and acted appropriately. However, in the Modern Age, the consciousness of the people changed drastically, and these customs disappeared.